

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

大阪広域水道企業団監査委員

代表監査委員 小林 依子

大阪広域水道企業団監査委員規程第1号

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団監査規程（平成23年大阪広域水道企業団監査委員規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>（能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u></p> <p>6 <u>この規程の施行の際現に効力を有する能勢町水道事業の設置等に関する条例（平成12年能勢町条例第62号）に定める産業建設部地域整備課に係る監査等（水道事業に係るものに限る。）のうち、別に定めるものについては、監査委員が、本規程に基づき実施するものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。